

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第13号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例

四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境業務従事手当)</p> <p>第56条の4 環境業務従事手当は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物の収集及び処分に関する作業に従事したとき、次の各号に掲げる範囲内において、これを支給する。</p> <p>(1) <u>環境事業課</u>に所属する技能労務職員が、任命権者が定める作業に従事したとき 1日につき1,210円以内</p> <p>(2)及び(3)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(環境業務従事手当)</p> <p>第56条の4 環境業務従事手当は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物の収集及び処分に関する作業に従事したとき、次の各号に掲げる範囲内において、これを支給する。</p> <p>(1) <u>生活環境課</u>に所属する技能労務職員が、任命権者が定める作業に従事したとき 1日につき1,210円以内</p> <p>(2)及び(3)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第60条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の<u>120</u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第60条の5及び附則第74条第4項において「特定幹部職員」という。))にあつては</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第60条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の<u>127.5</u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第60条の5及び附則第74条第4項において「特定幹部職員」という。))にあつては</p>

100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と読み替えるものとする。

4から6まで (略)

ては100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と読み替えるものとする。

4から6まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の4の改正は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の四日市市職員給与条例第60条の2第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 給与条例第60条の2第2項に規定する特定幹部職員(以下「特定幹部

職員」という。)以外の職員 127.5分の15

イ 特定幹部職員 107.5分の15

ウ 法第3条第3項に規定する特別職 167.5分の10

エ 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(総務部人事課)